ＩＰ通信網サービス契約約款 別冊	（オープンコンピュータ通信網サービス （第２種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））	【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日	2026年2月1日～

▲ＩＰ通信網サービス契約約款　別冊

（オープンコンピュータ通信網サービス
（第２種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））

目次　（略）

第１章　（略）

第２章　オープンコンピュータ通信網サービスの種類

（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）

第３条　オープンコンピュータ通信網サービス（この別冊により提供するものに限ります。以下同じとします。）には、次の種類があります。

種　　類	内　　容
１　削除	削除
２　第４種オープンコンピュータ通信網サービス	ＤＳＬ回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの
３～６　（略）	（略）
備考　（略）	

第３章　（略）

第４章　契約

第１節　削除

第２節　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第４種契約の単位）

第23条　（略）

（第４種契約申込みの方法）

第24条　共通編第９条（ＩＰ通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第４種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第４種契約の申込みを行っていただきます。

(1)　利用者識別共通符号

▲ＩＰ通信網サービス契約約款　別冊

（オープンコンピュータ通信網サービス
（第２種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））

目次　（略）

第１章　（略）

第２章　オープンコンピュータ通信網サービスの種類

（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）

第３条　オープンコンピュータ通信網サービス（この別冊により提供するものに限ります。以下同じとします。）には、次の種類があります。

種　　類	内　　容
１　削除	削除
２　第４種オープンコンピュータ通信網サービス	光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの
３～６　（略）	（略）
備考　（略）	

第３章　（略）

第４章　契約

第１節　削除

第２節　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第４種契約の単位）

第23条　（略）

（第４種契約申込みの方法）

第24条　共通編第９条（ＩＰ通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第４種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第４種契約の申込みを行っていただきます。

(1)　（略）

～2026年1月31日	2026年2月1日～
(2)　第４種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目	(2)　（略）
(3)　ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称	(3)　光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
(4)　ＤＳＬ回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）	(4)　光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
(5)　その他申込みの内容を特定するために必要な事項	(5)　（略）
（注）本条第４号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第４種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項及び料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。	（注）本条第４号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第４種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項及び料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。
第24条の２～第31条　（略）	第24条の２～第31条　（略）
第３節～第６節　（略）	第３節～第６節　（略）
第５章～第６章　（略）	第５章～第６章　（略）
第７章　通信	第７章　通信
第87条　（略）	第87条　（略）
（料金適用上必要な事項の測定等）	（料金適用上必要な事項の測定等）
第88条　削除	第88条　削除
２　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表第１表（料金）に定めるところによります。	２　（略）
３　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る接続利用者識別符号数（第４種契約者が指定する者がＤＳＬ回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。）の測定等については、料金表第１表に定めるところによります。	３　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る接続利用者識別符号数（第４種契約者が指定する者が光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。）の測定等については、料金表第１表に定めるところによります。
４　（略）	４　（略）
第８章　料金等	第８章　料金等
第１節　料金等の支払義務	第１節　料金等の支払義務
第89条～第92条　（略）	第89条～第92条　（略）

～2026年1月31日

（利用料等の支払義務）

第93条　第４種契約者は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日を含む料金月（付加機能についてはその廃止のあった日の前日）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、当社が測定した接続利用者識別符号数（その第４種契約者が指定する者以外の者が、その第４種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続利用者識別符号数を含みます。）、当社（契約事業者を含みます。）が測定した利用速度と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1)　利用停止があったときは、第４種契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

(2)　前号の規定によるほか、第４種契約者は、次の場合を除き、オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　第４種契約者の責めによらない理由により、そのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄又は３欄に該当する場合及びＤＳＬ回線の区間において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時	（略）

2026年2月1日～

（利用料等の支払義務）

第93条　第４種契約者は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日を含む料金月（付加機能についてはその廃止のあった日の前日）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、当社が測定した接続利用者識別符号数（その第４種契約者が指定する者以外の者が、その第４種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続利用者識別符号数を含みます。）、当社（契約事業者を含みます。）が測定した利用速度と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1)　（略）

(2)　前号の規定によるほか、第４種契約者は、次の場合を除き、オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　第４種契約者の責めによらない理由により、そのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄又は３欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	（略）

～2026年1月31日

間以上その状態が連続したとき。	
２～３　（略）	（略）

３～４　（略）

（注）本条第２項に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線に係る共通編別記２の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象によるものとします。

第94条～第98条　（略）

第２節　（略）

第９章～第10章　（略）

別記　（略）

料金表

通則　（略）

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　利用料金

２　第４種契約に係るもの

２－１　適用

区　分	内　容
(1)　（略）	（略）
(2)　細目に係る料金の適用	ア　当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 (ア)　アクセス回線による区別 区　別 ／ 内　容 タイプ３ ／ ＤＳＬ回線を使用して通信を行うことができるもの タイプ４ ／ （略） タイプ５ ／ ＤＳＬ回線及び光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの 備考 １　（略）

2026年2月1日～

２～３　（略）	（略）

３～４　（略）

第94条～第98条　（略）

第２節　（略）

第９章～第10章　（略）

別記　（略）

料金表

通則　（略）

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　利用料金

２　第４種契約に係るもの

２－１　適用

区　分	内　容
(1)　（略）	（略）
(2)　細目に係る料金の適用	ア　当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 (ア)　アクセス回線による区別 区　別 ／ 内　容 タイプ４ ／ （略） タイプ５ ／ 光アクセス回線を使用して通信を行うことができるものであって、タイプ４以外のもの 備考 １　（略）

～2026年1月31日	2026年2月1日～
2　カテゴリー１については、タイプ３とタイプ４に限り提供します。 3　カテゴリー２については、タイプ３とタイプ４に限り提供します。 4　カテゴリー３については、タイプ５に限り提供します。 5　カテゴリー４については、タイプ４とタイプ５に限り提供します。 6　タイプ５に係る光アクセス回線は、別記14のEK095、EK100、EM035、WK080、WK090及びWM060に係る光アクセス回線を除くものとします。 7　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信（通信プロトコルによる区別がIPoE接続のものを除きます。）は、利用者識別符号を含む情報を送信することにより行うことができます。 　ただし、次の場合は、この限りでありません。 (1)　利用者識別符号を含む情報の全部又は一部を第４種契約者があらかじめ指定する電気通信設備に送信することができないとき。	2　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。 区　別 ／ 提供するアクセス回線による区別 カテゴリー１ ／ タイプ４ カテゴリー２ ／ タイプ４ カテゴリー３ ／ タイプ５ カテゴリー４ ／ タイプ４及びタイプ５ 3　（略） 4　（略）

～2026年1月31日	2026年2月1日～

(2)　利用者識別符号を含む情報の全部又は一部について、第４種契約者の電気通信設備においてその第４種契約者が指定する者のものでないことを識別したとき。

8　１の利用者識別符号により同時に通信を行うことができる数は１とします。

9　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線等の符号伝送速度の上限については、その契約者回線等に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(イ)　アクセス回線の細目による区別

A　削除

B　タイプ３に係るもの

区　別	内　　容
コース１	ＤＳＬ回線を利用するもの

C　（略）

(ウ)　ＩＰアドレス数による区別

区　別	内　　容
（略）	（略）

備考

1　ＩＰアドレス数による区別は、カテゴリー１であって、アクセス回線による区別がタイプ３又はタイプ４のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区　　別		提供するプラン
タイプ３	コース１	プラン１からプラン３
タイプ４	コースＰ10	プラン１からプラン５

2　（略）

5　（略）

6　（略）

(イ)　アクセス回線の細目による区別

A　削除

B　削除

C　（略）

(ウ)　ＩＰアドレス数による区別

区　別	内　　容
（略）	（略）

備考

1　ＩＰアドレス数による区別は、カテゴリー１であって、アクセス回線による区別がタイプ４のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区　　別		提供するプラン
タイプ４	（略）	（略）

2　（略）

～2026年1月31日

(エ)　削除

(オ)　削除

(カ)　通信プロトコルによる区別

区　別	内　　容
PPPoE接続	ＤＳＬ回線及び光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4又はIPv6を利用するものであって、IPv4（PPPoE）方式又はIPv6（PPPoE）方式の通信を行うことができるもの
（略）	（略）

備考

1　通信プロトコルによる区別は、タイプ３、タイプ４及びタイプ５に係るものに限り適用します。

2　PPPoE接続は、タイプ３、タイプ４（カテゴリー４に係るものを除きます。）及びタイプ５に限り提供します。

３～４　（略）

(キ)～(ク)　（略）

イ　（略）

(3)　利用料の適用

ア　削除

イ　第４種オープンコンピュータ通信網サービス（次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限ります。）に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合（累計数が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリー２のタイプ４のコース１及びコースＮの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア)　カテゴリー１のもの（プラン１のものに限ります。）

区　別	基本額適用数

2026年2月1日～

(エ)　削除

(オ)　削除

(カ)　通信プロトコルによる区別

区　別	内　　容
PPPoE接続	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4又はIPv6を利用するものであって、IPv4（PPPoE）方式又はIPv6（PPPoE）方式の通信を行うことができるもの
（略）	（略）

備考

1　通信プロトコルによる区別は、タイプ４及びタイプ５に係るものに限り適用します。

2　PPPoE接続は、タイプ４（カテゴリー４に係るものを除きます。）及びタイプ５に限り提供します。

３～４　（略）

(キ)～(ク)　（略）

イ　（略）

(3)　利用料の適用

ア　削除

イ　第４種オープンコンピュータ通信網サービス（次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限ります。）に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合（累計数が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリー２のタイプ４のコース１及びコースＮの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア)　カテゴリー１のもの（プラン１のものに限ります。）

区　別	基本額適用数

～2026年1月31日

タイプ３	コース１	20
タイプ４	（略）	（略）

(イ) カテゴリー２のもの

区　別	基本額適用数
タイプ３（コース１のもの）	200
（略）	（略）

ウ～エ （略）

(4)～(9) （略）	（略）

２－２ 料金額

２－２－１ 利用料

(1) カテゴリー１のもの

ア 削除

イ タイプ３のもの

コース１のもの

（月額）

区　分			単　位	料　金　額
プラン１のもの	基本額		１の第４種契約者識別番号ごとに	104,000円（114,400円）
	加算額	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	１の接続利用者識別符号ごとに	5,200円（5,720円）

2026年2月1日～

タイプ４	（略）	（略）

(イ) カテゴリー２のもの

区　別	基本額適用数
（略）	（略）

ウ～エ （略）

(4)～(9) （略）	（略）

２－２ 料金額

２－２－１ 利用料

(1) カテゴリー１のもの

ア 削除

イ 削除

～2026年1月31日	2026年2月1日～

		接続利用者識別符号数が100を超える部分		5,100円 （5,720円）
プラン２のもの			１の利用者識別符号ごとに	9,400円 （10,340円）
プラン３のもの			１の利用者識別符号ごとに	18,000円 （19,800円）

ウ （略）

(2) カテゴリー２のもの

ア～イ （略）

ウ タイプ３のもの

コース１のもの

（月額）

区分		単位	料金額
基本額		１の第４種契約者識別番号ごとに	300,000円 （330,000円）
加算額	接続利用者識別符号数が200を超えて1,000までの部分	１の接続利用者識別符号ごとに	1,500円 （1,650円）
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分		1,400円 （1,540円）

エ （略）

(3)～(4) （略）

２－２－２ 付加機能利用料 （略）

第２表

１ （略）

ウ （略）

(2) カテゴリー２のもの

ア～イ （略）

ウ 削除

エ （略）

(3)～(4) （略）

２－２－２ 付加機能利用料 （略）

第２表

１ （略）

ＩＰ通信網サービス契約約款 別冊	（オープンコンピュータ通信網サービス （第２種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））	【現改比較表】2025年12月19日時点

～2026年1月31日	2026年2月1日～

2　工事費の額

区分					単位	料金額
(1)ネットワーク工事費	アイ以外に関する工事の場合	(ア)(略)	(略)		(略)	(略)
		(イ)第４種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事の場合	タイプ３からタイプ５までに関する工事の場合	(略)	(略)	(略)
		(ウ)～(カ)　(略)			(略)	(略)
	イ　(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(9)　(略)					(略)	(略)
備考　削除						

2　工事費の額

区分					単位	料金額
(1)ネットワーク工事費	アイ以外に関する工事の場合	(ア)(略)	(略)		(略)	(略)
		(イ)第４種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事の場合	タイプ４及びタイプ５に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)
		(ウ)～(カ)　(略)			(略)	(略)
	イ　(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(9)　(略)					(略)	(略)
備考　削除						